

千葉県報

定例
令和6年2月16日

主要目次

告示	一
保安林予定森林	一
知事管理漁獲可能量	一
道路の供用開始	一
都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	二
海区漁業調整委員会告示	二
漁業法に基づく公聴会の開催	二
公告	二
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)	二
農地を利用する権利の設定に関する裁定	三
監査委員公告	三
監査結果の公表	三
特定調達公告	三
落札者等の公告(三件)	四

告示

千葉県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和六年二月十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 保安林予定森林の所在場所
大網白里市池田字秀田五四四番一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び大網白里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第七十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和六管理年度（令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり定めた。

令和六年二月十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 さんま	1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
	現行水準
2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分する数量
千葉県さんま漁業	現行水準

二 まいわし

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
千葉県まいわし漁業	現行水準

三 まいわし太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
千葉県まいわし太平洋系群漁業	現行水準

千葉県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年二月十七日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和六年

二月十六日から三週間、縦覧に供する。
令和六年二月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
県道茂原長生線	長生郡長生村小泉字南部一、三〇四番三地先から字浜道一四七番地先まで

千葉県告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、浦安都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年二月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称
浦安市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
浦安都市計画下水道事業浦安市第一号公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十年九月二十七日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

海区漁業調整委員会告示

千葉県漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第八項において準用する同条第五項の規定により、千葉県漁業調整委員会の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。
なお、千葉県漁業調整委員会の変更新案については、その関係書類を千葉県漁業調整委員会事務局に備え置いて閲覧に供する。

令和六年二月十六日

千葉県漁業調整委員会会長 石井 春人

- 一 開催日時 令和六年三月十八日（月曜日）午後一時三十分
- 二 開催場所 千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館二階二〇三会議室
- 三 事案 千葉県漁業調整委員会の変更新案（千葉県に設定する漁業権のうち、市川市及び船橋市を関係地区とする共同漁業権及び区画漁業権に関する事項）
- 四 公述に関する事項
1 意見を述べることのできる利害関係人の範囲

千葉県において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他利害関係のある者

2 公述時間

一人五分以内とする。

3 文書の提出

公述を希望する者は、住所、氏名、年齢、職業、所属団体、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した書面一部を千葉県漁業調整委員会事務局（千葉市中央区市場町一番一号）に提出しなければならない。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年二月十六日から六月十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月十六日から六月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年二月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田八千代店B館

八千代市村上字白筋二、七〇〇番地四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫

茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫

7 変更年月日

令和五年六月二十一日

二 届出年月日

令和五年十月十二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和六年二月十六日から六月十七日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月十六日から六月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年二月十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田八千代店B館

八千代市村上字白筋二、七〇〇番地四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫

茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号

3 変更前の駐車場の収容台数

一五三台

4 変更後の駐車場の収容台数

一〇一台

5 変更前の駐輪場の収容台数

一九台

6 変更後の駐輪場の収容台数

五台

7 荷さばき施設の位置の変更

変更年月日

(一) 駐車場の収容台数

令和六年九月二十四日

(二) 駐輪場の収容台数

令和六年九月二十四日

(三) 荷さばき施設の位置の変更

令和六年二月七日

二 届出年月日

令和六年一月二十三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課

農地を利用する権利の設定に関する裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一條第二項において読み替えて準用する同法第三十九條第一項の規定により、次のとおり農地中間管理機構に農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和六年二月十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在	地 番	地 目	面 積
千葉市緑区板倉町	一、一一六番一	田	八六一平方メートル
〃	一、一一六番二	〃	一、四六八平方メートル
〃	一、一一六番三	〃	二一九平方メートル
〃	一、一一九番	〃	四五三平方メートル

二 利用権の内容、始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田	令和六年六月三十日	二十年	三〇〇、一〇〇円

三 補償金の支払の方法

利用権の始期までに千葉地方法務局本局に補償金を供託する。

四 裁定に係る農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡した後、その所有者等を確知することができない。

監 査 委 員 公 告

監査結果の公表

令和五年十一月一日から同年十二月三十一日までに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九條第一項、第二項及び第七項の規定により監査した結果を別冊のとおり公表する。

令和六年二月十六日

千葉県監査委員 小 倉 明
 千葉県監査委員 川 口 明 浩
 千葉県監査委員 関 政 幸

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告の採択や不採択の通知並びに契約の締結に係る通知の提出を要する場合は、欄外に記載する日までに、

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和6年2月16日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

①印旛沼流域下水道焼却灰の処理業務委託 予定数量 2, 750トン ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和6年1月11日 ④日本メサライト工業株式会社 船橋市西浦三丁目9番2号 株式会社京葉興業千葉支店 千葉市稲毛区稲毛東四丁目2番8号 ⑤1トン当たり30, 250円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年11月21日
その2
①花見川終末処理場脱水ケーキの処理業務委託 (その1) 予定数量 1, 800トン ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和6年1月11日 ④エユンシステム千葉株式会社 袖ヶ浦市長浦拓1号30番2 千葉テクノサービス株式会社 千葉市若葉区高根町1, 062番地1 ⑤1トン当たり24, 750円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年11月21日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和6年2月16日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

①手賀沼流域下水道焼却灰等の処理業務委託 予定数量 805トン ②千葉県手賀沼下水道事務所 柏市篠籠田130番 ③令和6年1月11日 ④株式会社京葉興業千葉支店 千葉市稲毛区稲毛東四丁目2番8号 ⑤1トン当たり35, 420円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年11月21日

その2

①手賀沼流域下水道焼却灰の処理業務委託 予定数量 1, 550トン ②千葉県手賀沼下水道事務所 柏市篠籠田130番 ③令和6年1月11日 ④日本メサライト工業株式会社 船橋市西浦三丁目9番2号 株式会社京葉興業千葉支店 千葉市稲毛区稲毛東四丁目2番8号 ⑤1トン当たり30, 140円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年11月21日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和6年2月16日

千葉県立一宮商業高等学校長 常世田 信 幸

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①千葉県立一宮商業高等学校管理諸室・特別教室空調設備貸借 一式 ②千葉県立一宮商業高等学校 長生郡一宮町一宮3, 287番地 ③令和5年12月8日 ④三菱HCキヤピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 ⑤70, 385, 700円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年11月10日